令和６年１２月２日マイナンバーカードと健康保険証が一体化されますが

# お手元の保険証は有効期限までご利用いただけます

令和６年１２月２日以降、マイナ保険証※での医療機関等の受診が基本となりますが、お手元の保険証に記載されている有効期限までは どちらの保険証でも受診できます。

**書いてある**
**有効期限までは、**

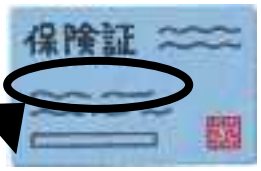


**と**

**どちらもOK！**

※

※マイナ保険証とは保険証として利用登録したマイナンバーカードのことです。

## ■各健康保険証の有効期限は？

台東区の国民健康保険（０～７４歳）の方　・・・令和７年９月３０日まで

後期高齢者医療制度（７５歳以上）の方　・・・令和７年７月３１日まで

※健康保険ごとに有効期限が異なります。社会保険など上記以外の方は、お勤め先等にご確認ください。

## ■１２月２日以降に　・保険の変更（転出入や転職など）があったら
## ・保険証をなくしてしまったら

令和６年１２月２日以降、健康保険証は発行されなくなります。

マイナ保険証での医療機関等の受診が基本となりますが、マイナ保険証をもっていない方には、保険証のかわりに「資格確認書 」を発行しますので、いままでと同じように受診することができます。

**こちらの内容は広報たいとう１１/５号、区HPでもご案内しています**

**お問い合わせ（担当：台東区役所国民健康保険課）**

**【国民健康保険の方】**

**コールセンター：03-5539-3430**

国民健康保険課資格係：03-5246-1252

**【後期高齢者医療保険の方】**

**広域連合お問い合わせセンター：0570-086-519**

後期高齢者医療係：03-5246-1254

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | |
| 回覧 | | | | | | | | | | |